

< 議事録 >

会議の名称 令和6年度 富田林市障がい者地域自立支援協議会 第1回 代表者会議

開催日時 令和7年2月3日（月）

開催場所 富田林市役所 3階 庁議室

参加委員 飯濱 美智子、豊浦 晶子、山口 浩子、小野 善朗、奥宮 敏樹、土井 涼子、新熊 一史、
児嶋 晃、佐々木 由典、前田 晶子、東 克明、橋本 弘子、小田 浩伸、棕原 剛、吉田
裕志、尾崎 有規、服部 淑子、梅川 和隆

事務局 福祉部 部長 植田、障がい福祉課 相談係 村山、伊藤、上條
基幹相談支援センター3事業者、相談支援センター3事業者

公開の可否 公開 **傍聴者数** 0名

案件 本市の状況などについて

事務局

本市の状況等について、人口推移及び推計、手帳の推移、相談支援体制、障害者相談支援事業の状況についてご説明いたします。

まず、人口推移及び推計ですが、令和6年12月末時点で、人口は10万7716人です。

次のページ、障がい者手帳の状況ですが、身体障害者手帳の交付人数は、令和6年度3月末時点で4373人であり、減少傾向にあります。

療育手帳の交付人数は、昭和6年度3月末時点で1267人、令和3年度以降増加しています。

次に精神障害者保健福祉手帳の交付人数は、令和6年度3月末時点で1361人、若干の減少を除き、年々増加傾向にあります。

次に、相談支援体制です。

計画相談支援利用者数、計画相談割合です。

まず、計画相談支援利用者数は、令和6年度で、968人利用で、利用人数は令和元年度から年々増加しています。

次に、計画相談割合は、令和6年度で48.7%でした。なお、令和3年度計画相談割合の集計方法を変更しているため、令和2年度以前の割合は大きくなっております。

障がい福祉サービスの受給者数は、直近、令和6年度で1986人の利用がありました。

受給者増についても、令和3年度より集計方法を変更しているため、令和2年度以前の割合は少なくなっております。

相談件数は、令和 6 年度で 1 万 9604 件の相談がありましたが、令和 2 年度で減少しておりますが、令和 3 年、令和 4 年度は増加、5 年度は減少となりました。

平成 31 年 4 月より、基幹相談支援センターを直営として、障がい福祉課内に設置、地域で安心して暮らしていただけるよう令和 3 年 4 月より、委託化を実施しました。三つの圏域に 1 ヶ所ずつ基幹相談センターを設置し、相談支援充実を図りました。

また、同センター内に雇用センターを併設して障害者の就労支援も実施しております。

なお、第 1 圏域が聖徳園みどりの風、第 2 圏域はつじやま相談室、第 3 圏域は、四天王寺悲田富田林苑にそれぞれ基幹相談支援センターを委託しました。

相談支援事業につきましては、圏域問わずピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池をお願いしております。

なお、平成 28 年 4 月から出張相談窓口を設置しておりますが、令和 3 年度から、来庁者へワンストップ対応ということをも目的に各基幹相談支援センターが輪番制で市役所庁舎の対応を行っております。次のページは、市民の方、関係機関に配布するパンフレットになります。

障がい者相談支援事業の経緯につきましては、次のページをご参照願います。

以上が本市の状況等についての説明となります。

会長

はいありがとうございました。

ただいま案件の本市の状況等についてということで事務局から説明いただきました。

ご意見、ご質問が今伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

何でも結構ですがよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

なければ、そしたら、次の案件が終わってからもまた時間を取っていきたいと思いますので、次の案件に入らせていただきたいと思います。

次の案件障がい者相談支援事業実施状況についてということで、ピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池、聖徳園みどりの風、つじやま相談室、四天王寺悲田富田林苑の順で報告お願いいたしたいと思います。よろしく願います。

ピーチネット

まず、令和 3 年度から令和 5 年度までの相談件数について報告させていただきます。

令和 3 年度に関しましては、1647 件、令和 4 年度は 1558 件、令和 5 年度は 1229 件となっております。

相談件数の増減の理由につきましては、担当相談員のけがによる入院や退職等、1 人から 2 人で、相談員

の数が変動していたことが挙げられると考えています。

次に、令和6年の相談実績について報告させていただきます。

特に特徴的なものとしましては、支援の対象者として、知的障がい者が全体の41.5%、発達障がい者が18.4%とこういうことが特徴となっております。

知的障がいの方のご相談が多いのは、当法人はもともと知的障がい者を対象とする入所施設であるからかと考えられます。

当事業所は、2002年から大阪府の療育等支援事業として、南河内南圏域の同対象の相談機関としてスタートしておりまして、以降地域貢献を長年展開しております。また、発達障がいに関しましては、学齢期に、その診断を受ける児童が増えていることも、相談数が多くなっている要因と考えられます。

次に、支援の方法では、関係機関が55.6%ということが特徴となっております。

1人のケースに対応する中でも、多様な関係機関が存在します。ご本人だけでなく、ご家族に関わる支援機関も含めると、相当な数になるケースも多々見られます。機関との連携を密にしていけることを心がけてきました。

次に、取り組みについてですが、一つ目、市内児童発達、放課後等デイサービスネットワーク会議を年6回開催しました。

市内の児童発達や、放課後デイサービスの事業者さんから、事業所同士の連携が難しいと、ご相談を受けまして、3年前よりこのネットワーク会議を企画し、継続開催しております。

市内の事業所の方から、学校との連携の難しさ、保護者への支援をどこまで担うかなど多岐にわたっております。

また、このネットワーク会議が主催となり、昨年12月14日、市の児童発達支援事業所合同説明会を藤沢台小学校の体育館をお借りして開催しました。

市内の26事業所の参加を得て、来場者はご家族、お子さん支援機関を含め130名、また来年度にも開催を予定したいと思っております。

次に、事業所として重点的に取り組んでいることでは、一つ目は、本人の生活に対する意向を丁寧に聞き取り、権利を守ること。

二つ目が、本人や家族との関係づくりです。

一つ目につきましては、ご家族や、支援者の思いが強すぎて、ご本人の思いがなかなか表に出づらいケースが多いことから、いつも本人主体を心がけるようにしています。

次に、事業としての課題ですが、一つ目には、多様化する相談内容に対応すべく、タイムリーな情報収集の必要性が生じていること。

二つ目には、本人、家族、支援者、それぞれの望ましい生活のミスマッチなどが挙げられます。

一つ目につきましては、様々な新しい制度や事業所の情報をタイムリーに収集していくことが望まれますが、すべてを網羅することは難しいため、関係機関と連携を強め、補っていければと考えております。

二つ目に関しましては、さっきの重点的な取り組みのところでもお伝えした通り、ぶれることなく、本人主体の支援をと思っておりますが、いつしか、別の価値が前面に出てしまっていることが多々見受けられます。

それにいち早く気づいて軌道修正できる視点が大切だと考えております。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

地域活動支援センターときわぎ

まずは令和3年から令和5年までの相談件数について報告させていただきます。

令和3年に関しては、2135件、令和4年1823件、令和5年2658件となっております。

次に、令和6年の相談実績について報告させていただきます。

特に特徴的なものとしては、支援の対象者として精神障がい者が全体の71.3%となっており非常に多いことが特徴となっております。

この理由は、当法人が共同作業所を立ち上げた時から精神障がい者の支援に携わっておりまして、現在も地域活動支援センターの運営を行っているためだと思われます。

次に支援の方法では、関係機関が46.7%、電話相談が40.9%となっておりますが特に、電話相談が多いことが事業所特徴となっております。

先ほど説明させていただきました通り、支援対象者が精神障がい者の方が中心で、体調も含めた気持ちの変化が大きく及び変化するため、医療機関を初めとした支援機関との情報共有が、支援にあたり大切なため多くなっていると思います。

また、環境への変化が難しい方も多く、生活のしづらさを悩まれる方も多くあり、傾聴を中心とした電話相談も多くなっております。

次に、取り組みについてですが、一つ目、11月16日土曜日、藤陽中学校にてふれ合いまつり、二つ目、12月7日土曜日、市民会館にて市民劇場への参加を行いました。

地域の中で当事者の方がその人らしく生活していくためには、当事者の方とともに啓発していくことが重要であると考えております。

どのような活動を行っているかを知ってもらうために、パンフレットの設置や地域活動支援センターで作った物品販売を通して、通所事業と相談事業の啓発を行いました。

実際に、パンフレットを手にとられ、持って帰っていいですかという声もいただきました。

次に、事業所として重点的に取り組んでいることでは、一つ目、関係機関との連携強化、二つ目、本人主体の支援などです。

医療機関やその他の関係機関との連携を日頃より意識した支援を行っています。

また、親御さんやご家族からこうして欲しいという希望が強いですが、本人の尊厳を尊重、希望する生活を実現していくため、本人が選んでいただけるよう選択肢を用意して、自己決定を意識した支援を行っております。

次に、事業としての課題ですが、一つ目、精神障がい者に対する理解不足、サービス利用調整、二つ目生活全般にわたる利用者ニーズの把握などです。

この1年、ヘルパーの調整依頼が多くありましたが、人材不足の事業所が多く最初に空きがあります、というお話を聞いていただいた上で障がいの種別を伝えますと、精神障がい者の方は敬遠されることがよくあります。

このため、1人の人につき、数十件事業所に電話をするなどサービス調整が難しいと感じています。

支援が切れてしまっているわけではありませんが、本人の問題意識がなく、本人となかなか、繋がれないこともあるため、何かあったときには相談する場所として、利用者ニーズの把握のためにいつでも相談していただけるよう細く長く繋がっていくことを考えております。

以上で説明の方を終了させていただきます。

アプローチ寺池

まずは令和3年度から令和5年までの相談支援件数について報告させていただきます。

令和3年度に関しては1474件、令和4年1284件、令和5年は1302件となっております。

次に、令和6年の相談実績について報告させていただきます。

特に特徴的なものとしては、支援の対象者として、精神障がい者が全体の42.2%、知的障がい者が全体の39.6%となっております。

特に触法ケースに対応した医療機関と支援機関からの相談が増加傾向にあるということです。

次に、支援の方では、関係機関が42.7%、訪問が29.2%と多いところが特徴となっております。

日中活動の継続のための関係機関との連携はもちろんのこと、再犯防止も含めた生活支援により、必要なケースが多くあることが理由となっております。

利用者及び家族の方からの緊急的な不安の解消支援のため、訪問を中心とした支援を行っています。

取り組みについてですが、10月4日、12月7日、公共職業訓練の説明に相談支援専門員として参加させていただきました。国の施策のもと、介護人材確保対策に取り組んでいく中で、利用者本位のサービスが行われていない等の課題を感じております。このような中で、新たな人材確保を目指すため、ハローワークの依頼を受け、介護人材確保対策に協力いたしました。次に、事業所として重点的に取り組んでいることは、メンタルヘルスへの支援。そして、就労並びに家族の支援などです。

メンタルヘルス支援に関しては、相談支援専門員と、国家資格であります心理士資格を持った人、支援者が精神に課題を抱える利用者の支援を行うことで対応しています。

支援において、面接、技法が主なので、アプローチ寺池の相談支援に訪問が多いのは、このような理由も含まれています。

次に、事業として課題として挙げられるのが、社会資源の不足、そして情報提供の不足、支援者の専門性の担保などです。

そのうちの一つ、社会資源の不足に関しては、介護人材の不足により、安定した福祉サービスが滞ってしまうとの予測が厚生労働省社会援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室より、もうすでに出されております。現に、障がい福祉サービスの移動支援に関しては、人材不足により、支援の継続性にも影響を使用しているという状況です。

次に、情報提供不足、そして支援者の専門性の担保に関しましては、対象者やその家族の利用できるサービスや、支援制度についての情報が十分伝わっていないことや、支援者の専門的知識やスキル向上が求められており、研修や教育の機会にエントリーできない場合があると課題となっております。

以上で説明の方を終了させていただきますありがとうございました。

聖徳園みどりの風

まずは令和3年から令和5年までの相談件数について報告させていただきます。

令和3年に関しては、2851件、令和4年3433件、令和5年2658件となっております。

基幹相談支援センターが地域に定着していく中で、事業所からの相談や地域からの相談する安定したケースについては、他の関係機関に引き継ぎしたことで、件数も少なくなっています。

次に、令和6年度の相談実績について報告させていただきます。

特に特徴的なものとしては、支援の対象者として、知的障がい者が全体の38.6%、精神障がい者は33.7%と平均して多いことが特徴となっております。

この理由については、療育手帳を取得していたが、更新せず、何年も経っている人が支援を機会に更新手続きから始めるケースや、地域特性である府営住宅や市営住宅等の公営住宅が多く、その中でも単身の精

神障がい者が多いものと推測されます。

次に支援の方法では、関係機関が 35.9%と一番多く、事業所の特徴としては、電話相談が 34.1%、訪問が 17.4%と多いことが特徴になっております。

基幹相談支援センターは、地域の中心的な相談機関であり、関係機関からの相談が多く、連携しながら支援をしている状況です。

相談では、事業所からの報告は、基幹相談支援センターに相談支援センターとして、密に連携していること、訪問に関しては、先ほどもお伝えしましたが、地域性や障がい特性から自宅訪問を拒否する方も多く、支援を難しくしている一因となっております。

次に取り組みについてですが、12月7日土曜日、市民会館にて市民劇場への運営協力を行いました。

富田林市民や団体が協力し、落語コンサート等の開催、ハンドメイドの出店、就労支援部会に参加している各事業所からの参加もありました。

また、②、10月29日火曜日 OSHIKATSU では基幹相談支援センター職員の方々と協力し開催しました。

具体的には、就労支援部会に参加している関係機関で、今年初めて市民会館で開催し、障がいのある方が1人でも多く働けることができるよう、当事者だけではなく、関係事業所も含め、多くの方に参加してもらいました。

次に、事業所として重点的に取り組んでいることは、寄り添い支援をすること、ケースの掘り起こしなどです。

重点的に取り組んでいることは、本人にとって何が必要なのか、今の状況、これからの生活がどのように変化していくのか、当事者本人の声を聞き、耳を傾け、寄り添いながら掘り起こしをしています。

次に、事業所としての課題ですが、多様な対象者に対応すべく、相談支援機能の質の向上と人材の確保、障害者工賃増加のための販売ルートの開拓などです。

基幹相談機関として、様々な障がい特性に対応できる質の向上と、それに伴う人材の確保は、相談支援事業所として今後事業を継続するにあたり非常に大きな問題です。

また、地域自立支援協議会において、事業所からの切実な声としては、工賃が少しでも多く渡せる生産性です。自主製品を開発開拓し、地域の方に知ってもらい、販売できるルートを開拓していく事業所の場所の拡大を目指していきます。

以上で説明の方終了させていただきます。

つじやま相談室

まずは、令和5年までの相談件数についての報告をさせていただきます。

令和3年に関しては、4911件、令和4年5226件、令和5年4699件となっています。

次に、令和6年の相談実績についての報告をさせていただきます。

特に特徴的なものとしては、支援の対象者として、知的障がい者が全体の43.4%、精神障がい者が34.6%と特徴になっています。

これに関しては圏域に入院機能を持つ大規模な医療機関があること、大規模の福祉サービス事業所が点在していることが理由と考えられます。

支援方法では、関係機関が51.6%と一番多く、メール対応も比較的多いかたちとなっています。

それぞれ多くなっている理由については後の、重点的に取り組んでいることの項目で、ご説明させていただきます。

メールが多くなっている理由としては、支援を必要とする方にとって使いやすい方法でのやりとりを選択

してもらっていることなどが挙げられます。

電話だけでなく、メールやLINEを選択する方も非常に多く、24時間対応できる職員1名配置し、通常営業時間外であってもその場に連絡ができるように対応しています。

次に、取り組みについてですが①11月9日、10日の土日で、大阪大谷大学志学祭への出店を行いました。大阪大谷大学志学祭では、障がい福祉に関する理解啓発活動として、今年度は模擬店の出店と、合理的配慮をイラスト化したテッシュを配布しました、地域の方と触れ合う機会の中で、障がい福祉の存在をより近いものに感じてもらえる場面となりました。

次に事業者として重点的に取り組んでいることでは、①関係機関の連携強化、②当事者主体での支援の徹底、地域の社会資源の底上げです。

関係機関の連携強化につきましては、支援方法の項目で関係機関が多い理由にも出ますが、当事者主体で伴走者として存在する相談員が支援ネットワークの構築に尽力することが必須だと感じています。

その次に当事者主体で支援を行っています。

支援者はよく支援者の価値でよりよい物、安全な選択を、と動いてしまいがちだと感じています。

当事者に困った感がなく、支援者がした方がいいのではないかとという価値だけで判断してしまうことも少なくありません。

その結果、支援を拒否し社会からの孤立がより強いものになってしまいます。

専門機関は、福祉サービスをつなぐだけではなく、困り事のない方には、まず「困る経験」を一緒にしましょうというスタンスで信頼関係を構築し、いつでも手を差し伸べる相手として認識してもらうことが第一歩だと思っています。

次に、地域の社会資源の底上げを意識して取り組んでいます。

相談事業をする上で、福祉サービス等の社会資源の存在が重要と考え、福祉サービス事業所の支援や、受け入れ困難ケースへの支援の助言等も数多く行います。

富田林市は、支援力のある事業所がたくさんあるという当事者の方の安心力は、他市からも誇れるようななればと、日々取り組んでおります。

次に、事業としての課題です。

実務負担の軽減、相談担い手の不足、他の専門機関との連携、社会資源の偏りです。

相談支援として、業務量も増えていくなかで、効率上げられる方法を検討する必要がありますが、そこまで余力がなく費やす時間がないのが現状です。

そして、相談の担い手の不足ですが、実情では人件費の捻出も難しいことが課題となっております。新たな人材を確保することによって、現状、相談員が抱えている業務負担の軽減が図れると考えております。

次に、他の専門機関との連携ですが、関係機関同士の連携がうまくいかないことが大いにしています。

専門機関同士の相互理解を進めることで、それがある程度解消されと考えています。

非常に大きく感じた課題として、社会資源の偏りを上げたいと思います。

今年度春以降、居宅介護の調整が困難な場面が顕著でした。居宅介護事業所の稼働時間の短縮、対応エリアの縮小などは、様々な事業所で見受けられます。障がいのある方々が地域で暮らすために、居宅介護事業所のニーズが非常に高く、調整できないことで当事者の生活の幅は制限され、支える支援者も必要な支援や調整ができないジレンマが常につきまとっている状態です。

以上で報告の方、資料させていただきます。

第3圏域の相談者の特徴として、重症心身障がいが多く、他の相談機関では相談者の1%未満のところ8.4%を占めています。

相談対応件数は、令和6年11月現在で7634件となっており、管内で非常に突出して多くなっています。関係機関との連携が多くなっていますが、相談は、丁寧な聞き取りを心がける結果、要する時間が非常に長くなっています。電子メールも、同じ相談者と1日に何十通もやりとりがあったとしても、1件として計上するため、実際は多くの時間が費やされています。

機能強化事業としての取り組みとして、エコールロゼにて出張相談会理解啓発活動を実施しました。同じ高齢関係の第3圏域のほんわかセンター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、富田林警察と共同して開催しました。

また、市内の中学校で福祉授業を実施しました。白杖の体験をしてもらう、障がいの理解について話をし、福祉の仕事に興味関心を持っていただけるように工夫しました。

事業所として重点的に取り組んでいることは、伴走型支援の徹底、関係機関との連携強化などです。相談者の思いを引き出すには非常に時間を要します。気軽に相談してもよいと感じていただけるような雰囲気作りを心がけ、本人や家族が理解しやすいように説明を工夫しています。本人の意向を尊重し、自己決定できるような支援を心がけることが、時間をかけたとしても、よりよい関係性を築く近道と考えております。また、関係機関とは連絡を取り合うだけでなく、各機関が実施する研修、行事等に積極的に参加するようにしています。

次に、事業としての課題ですが、喫緊の課題として、相談対応件数の大幅な増加が見られます。

相談対応件数については、最初のスライドに、12月分の件数を加えますと、年間8277件となり、7261件だった令和5年の相談対応件数と比べると、1016件、約14%の増加となっております。

相談件数をもって、単純に他の相談機関より負担が大きいというようなことはありません。しかし、基幹相談支援センターの設置要綱として定められている相談員は4名ですが、当法人は障がい福祉事業に20年以上携わっている相談員5名を配置しており、そのうち3名は主任相談員です。

それでもなお、所定労働時間が大幅に超過しないと対応できない現状となっております。

相談員個々の対応力向上が、1事業所として取り組みの業務効率化でどうにかなるような現状ではなく、相談支援体制のあり方を抜本的に見直していく必要があるのではないかと考えます。

基幹相談支援センターとして対応している困難なケースが増えている中、市役所窓口や関係機関へ訪れ相談できる本人や家族に力のある利用者まで圏域の基幹相談支援センターを最初に案内されています。

基幹相談支援センターとして、本来期待される役割を果たすために、相談先の振り分けが必要と感じています。

また、こういう家族関係機関等が、自身で必要な情報を得ることができるように、市内の事業所の特色は空き状況等も、誰もが検索できる情報サイトを作ることにも有効な方法と考えます。

次に、潜在的なケース対応が課題と考えます。各関係機関や家族等から相談が寄せられるのですが、本人や家族等が、基幹相談支援センターの介入を拒否するケースが一定数あります。

本人に困り感がない障がい受容がないなど、理由は様々ですが、困難化してから対応が必要になる可能性が高いと感じています。

最後に、単独の支援機関では対応が難しい、複雑化複合化した事例がますます増えてきています。

行政機関や事業所だけでなく、医療機関や警察、弁護士とも連携して当たらなければならない難しい事例に多くの時間と労力が必要です。事例検討などを通して、各機関で、個々の対応力を強化していくとともに、各機関がどこまで対応するのかという役割分担を明確にして、こうした困難な事例に対応していくことが必要だと考えます。

以上で説明の方を終了させていただきます。

会長

では、案件3の障がい者相談支援事業実施状況についての、説明いただきましたご意見ご質問、ございましたら、手を挙げて仰っていただければと思います。

いかがでしょうか。

せっかくを報告いただきましたので、ぜひ、何らかの形で、少し質問いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

A 委員

圏域別で相談機関が分かれていると報告いただきましたが、相談内容が、各機関、対象者の割合などばらつきがあることが確認できました。その中でそれぞれがカバーしている圏域を超えてその相談対応されていますか。

つじやま相談室

圏域を越えて当事者の方が、相談員さんを変えて欲しいという希望は一定数あります。

そういう場合は次の圏域の人につなぐケースは少なからずはありますが、例えば障がい種別によって分けることは基本的にはありません。

会長

他にいかがでしょうか。ぜひ出していただきたいと思います。

B 委員

ピーチネットの方ありました、学校との連携が難しかったということですが、具体的に、どういう難しさがあるかについて具体的に教えてください。

ピーチネット

放課後等デイサービスからお伺いした内容では、学校ごとに、対応方法が違うので、子どもに係る内容がなかなか提供してもらいにくい学校もあったとお伺いしています。

やはり個人情報の壁というのがあって、必要とされる情報がなかなか、直接学校から来てないパターンもありましたというのを聞いています。場合によっては、直接ご家族から聞いてくださいっていうのもあったりとか、実際のケース会議が実施しにくいなどの意見がありました。

B 委員

支援学校と小学校とか、関係なしですか？

ピーチネット

そうですね支援学校より地域の学校の方のお話が多かった印象です。

会長

小学校中学校との連携っていうのは本当に、非常に重要なところと思いますが、学校によっては連携が進んでいないところもあるのではないのでしょうか。

ピーチネット

今回のネットワーク会議で、合同説明会を開催させていただいた時には、藤沢台小学校の体育館を借りたりとか、できればこちらから何かアプローチをかけて連携していきたいなっていう意見がたくさんありましたので、またご協力いただければと思っております。

会長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

B 委員

今年4月から、障害者差別解消法の中、もともと努力義務であった合理的配慮が義務化になったと思います。地域で将来の人たちが暮らしていくためには、障がいのある人に対する優しいまなざしが大事だと思います。障害者差別解消法の観点から、不当な差別の取り扱いや合理的配慮に関する相談などありませんでしょうか。

事務局

市民の方は、サービスを使うにあたって、不当な差別を受けたっていう相談は年に何回かご相談は受けることがあります。

普及啓発に関しては、さきほど説明にあったように各事業所が地域で取り組んでいただいき、例えばつじやま相談室の場合、大阪大谷大学での志学祭などを実施しております。差別解消や合理的配慮に関しては、すぐに解決できるものではないと認識しており、地域に向けた取組を少しずつ少しずつ積み重ねていくことが大切と考えております。

会長

他には例えば無人駅などは障がい者にとってやはり優しくないということで、到着時間が遅れるなど、また待っているときにやっぱり非常に不安であると、それは合理的配慮っていう形はないのか、できないの

かなどを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の案件に入って最後にまた全体を通してという形でお話いただけたらと思います。

次の案件の検討作業部会、活用状況についてということで、これまた順次、ご報告いただけたらと思います
すよろしくお願いします。

会長

まず検討作業部会こども部会の方からですね、よろしくお願いします。

こども部会富田林苑

こども部会では、

市内の子どもに関する行政機関、事業所などが参加して、発達に心配のあるお子さんと家族が抱える課題について検討しています。

今年度は、不登校児支援について、当事者親の会と支援者の方々にご講演いただきました。発達障がいのお子さんをもつ親の会として発足した COLORSさんは、ペアレント・トレーニングや保護者サロン、ピアカウンセリングなどの活動をされています。専門家としてではなく「同じ保護者」という立場で相談を受け付けているとのことでした。ポミエさんは、同じ不登校児をもつ親と支え合う場をつくろうと発足されました。不登校は、子どもが学校に適應できないのではなく、学校という社会が子どもに適應できていないのです、というお話が印象的でした。

田重田様からは、コロナ禍で不登校児は増えたが、「オンライン」が普及し、自宅から出られない子どもに接触する手段が増えたとお聞きしました。連携によって「出席認定」が取れるように学校に働きかけること、社会経験が不足しているので、勉強だけでなく調理や楽器演奏、旅行などにも力を入れて活動されているとのこと。宮崎様からは、子どもの気持ちを大切に、無理して学校に行かなくても、色々な学びの方法があることを伝え、その子どもに合ったやり方を見つけてあげたらよいとお聞きしました。市内の事業所に取ったアンケートからは、支援の課題として、放課後等デイサービスが不登校児の居場所となっていることが知られていない、個人情報保護により学校との連携がとりにくいなどが挙がりました。引き続き、児童発達支援・放課後等デイサービスネットワーク会議と連携して取り組んでいきたい思います。

実務担当者会議 富田林苑

実務担当者会議は、

自立支援協議会の実務を担当する関係機関が一堂に会し、それぞれの部会での活動から抽出した地域課題を整理し、課題解決に向けた取り組みを検討する場となります。

今年度は、大阪弁護士会から講師の派遣を受け、意思決定支援研修を受講しました。意思決定ガイドラインなどを踏まえ、場面に応じた支援の仕方について、わかりやすくご講義いただきました。「手順はガイドラインに沿っていても、支援者の価値観が入ると、誘導、説得、押しつけによる意思決定に過ぎない」「本人に不利益が生じることが推定される、不合理と思われる決定であっても、その選択を尊重するとは言うが、弁護士であっても悩む」といったお話を聞くことができました。

また、大阪障害者職業センター佐藤様より、障害者雇用制度の仕組みと現状・障害者雇用のプロセスと支援の内容についてご講演いただきました。現状として、障害者雇用促進法改正により、障害者雇用率は上昇しているが、企業が出す求人内容と求職者にミスマッチが起こっている。職業ごとに、働く人に求められる能力は異なり、職業適性や経験も一人ひとり異なるので、職場適応には人と仕事のマッチングが重要となる。求職者は「好き」とか「得意」といった興味で仕事を選ぶのに対し、企業は「挨拶」や「報連相」、「決まった時間に出勤する」といった「職業生活の準備性」を重視している。また、しっかり食事や睡眠を取り、不調な時に相談できる人がいるといった「社会生活の準備性」が整っている必要があるとのことでした。中高生を支援している放課後等デイサービスの事業所をはじめ、これから『働くこと』に備えていく子どもたちに関わる支援機関は、職業準備をしていくにあたって、どのようなことを支援していったら良いかについて、手がかりを得られたのではないかと思います。

重症心身障がい児者ケアシステム部会 富田林苑

重症心身障がい児者ケアシステム部会は、

医ケア児や重症心身障がい児が、身近な地域で、適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉の関係機関が参加し、事例検討などを通して支援のあり方を議論・検討しています。

今年度は、インクルーシブ保育について検討しました。

教育では、医ケア児が地域の小中学校に通っているという話を聞きますが、保育となると、あまりなじみがありません。そこで、6年前に医ケア児を受け入れる保育園を作られた、ペガサス保育園つばさ園長の清水様をお招きし、ご講演いただきました。受け入れるにあたって、清水様から設備は課題ではないと話がありました。

それよりも、連絡ノートの記載方法を工夫する、登園・降園時に受け渡しをする薬や医療機器のダブルチェックを徹底するといったことが、通常の保育園とは違うということをお聞きしました。そして何より、医ケア児が同年代の子どもと当たり前に接して、ゆったりとした時間の中で育ちあう場所となるようにすることが大切であるというお話に感銘を受けました。

保育園対象年齢の医ケア児に関わっている、市内の行政機関に聴き取りを実施したところ、各機関で把握している人数が異なり、全数を把握している機関がないことがわかりました。全数を把握できるようになるのは、就学直前の教育指導室が、新1年生の就学先を決定するタイミングだろうということでした。切れ目ない支援をする、支援の網からこぼれるのを防ぐため、早い段階で全数を把握する工夫が必要ではないかと感じました。また、市内保育園を利用する医ケア児は、公立・民間ともに現在はいないことがわかりました。

こうした情報を共有したうえで、グループワークで意見交換を行ったところ、富田林市には医ケア児が利用する社会資源が多くあることが再確認できました。今後、金剛保育園が入所調整を実施して適正規模化を進めており、空いた保育室を活用して医ケア児の受け入れなどを検討しています。インクルーシブ保育の実現にむけて、本部会として出来ることを今後も検討していきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

運営部会 つじやま相談室

運営部会ですが、

富田林市障がい者地域自立支援協議会の会議全体の運営についての検討、各部会の状況や課題整理等を行うことを目的に月1回開催しています。

参加機関は、基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、市の障がい福祉課が参加しております。

内容としては、一例をあげますと、①毎月の各事業所（基幹相談支援センター・委託相談事業所）からの状況報告、各部会の取組や課題の共有、各事業所が持つ新規事業所情報や特色など社会資源について共有などです。

運営部会を毎月実施することで、相談支援に係る情報の理解に偏りが少なくなることや各部会の状況や課題も運営部会メンバーで共有することで、部会の実施内容が主宰事業所の意見や考え方にだけに偏らないよう調整できていると考えられます。

毎月の継続的な実施により各部会の課題の抽出ができていいると思われませんが、各部会参加者の地域課題や現状把握等の共通認識はできるものの、地域全体に広げ新たなもの、つまりは目に見えた成果物として作り出すことはできていないことが課題と考えます。今後は自立支援協議会の運営メンバーだけにとどまらず、アウトプットできるシステムも必要であると感じています。

相談支援部会 つじやま相談室

続きまして、相談支援部会の報告をさせていただきます。

障がい種別や児童・成人・高齢など多様化するニーズの中での対応方法や、困難化している課題を解決に向けて情報を共有、相談支援に関わるスキルアップの機会を設けることで相談支援体制の機能強化と質的向上を図ることを目的に年3回開催しております。参加機関は基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、計画相談支援事業所、市障がい福祉課が参加しております。

内容としては、一例をあげますと、新たな事業所情報開設の周知、令和6年度制度改正に伴う加算についての周知事項やグループワーク（報酬改定や計画作成と付随する業務についての悩み等）を行うなどネットワークの強化などです。

計画相談事業所は、1名で活動している個人事業所も比較的多くあり、その相談支援にかかる悩みやしんどさを共有できる場としての機能、制度の動向や報酬改定の専門職として必要な情報習得や相談支援業務に必要な『関係機関との連携』の強化が図られていると考えます。

一方で情報共有、学習の機会はできているものの、計画相談員によるサービスに必要な計画書の計画相談率が飛躍的に伸びていない現状があります。引き続き富田林市の計画相談率を意識してもらいながら、『相談支援専門員が活動しやすい』環境を構築していく必要があると考えます。

また、相談員同士の横のつながりや、計画相談事業所の業務負担軽減につながったかどうかは判別が難しく、評価方法についても検討していく必要があると考えます。今後は相談支援部会だけにこだわらず、自主学習会や別の括りで集まれる機会も検討していく必要があると考えます。

地域移行推進部会 つじやま相談室

次に地域移行推進部会ですが、

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援体制の整備推進を目的に年3回開催しています。

参加機関は富田林保健所、地域精神医療体制整備広域コーディネーター、医療機関、基幹相談支援センター等が参加しております。

内容としては、前年度実施実績の確認、医療従事者向け研修、今年度の取り組みについての確認や医療機関との連携による茶話会などについてなどです。

医療従事者向け研修では、『地域包括ケアシステムにおける医療の役割と地域資源との連携～サブタイトルとして、御本人中心の退院支援の在り方を考える～』を実施し、アンケートと集約結果報告による地域移行に際しての課題整理などを行いました。この他、連携強化のため、管内事業所の訪問看護事業所ネットワークの立ち上げの検討も行い今後展開していきたいと思います。この他、地域移行におけるプロセス等を見える化したリーフレット等を作成し、病院に置いてもらえるよう働きかけを行っていく予定としております。茶話会などを通じた医療機関との連携では、地域の現状を知り、地域移行（退院）に対しての当事者の現状を知るよい機会となっています。また、医療従事者や地域移行推進部会メンバーの中でも、地域移行というものに対しての意識がなく、その変化にも繋がりつつあると思われます。

一方で茶話会を実施しましたが、医療機関の退院者が増加したわけではなく、はっきりした効果が確認できておらず今後検証が必要と考えます。

全体を通して、地域全体に医療機関や施設入所者を地域移行推進へその考え方や理念を広げていく必要がある中で、地域移行に係る支援機関（福祉・医療等）間でも関係性がぶつ切りでなかなか他機関との相互理解が進んでいないと感じています。次年度は地域全体に地域移行に関して当事者や支援者の理解が広がるような取り組みの実施が必要と考えます。

事例検討会議 聖徳園みどりの風

事例検討会議とは、

困難事例等を関係機関で検討し地域課題の抽出や、地域支援力の向上を行う目的としています。

多様化複雑化するケースについて、他機関が持つ機能、異なる視点からのアプローチを学ぶことや、潜在的にある地域の困りごとを発掘する目的で年3回実施しております。

参加機関は管内福祉事業所や医療、保健、福祉、教育などの行政機関も含め20近くの関係機関が参加しております。

具体的な取り組みとしては、地域で困難とされるケースの事例を挙げ、第1回では、「発達障がい(知的障がい)のある若者とその家族が抱える課題」についてそれぞれのグループで意見を出し合いよりよい支援の方法を検討するかたちです。

支援が進まない中で、事例検討会の参加者からのご意見や、異なる視点からのアプローチの方法を知ることによる発見があったと考えられます。

また、家族、当事者の存在を関係機関で共有する中で、多職種による連携の大切さが学べたと考えています。

それぞれの事例の具体的な支援方法について学ぶ機会として定着しつつありますが、地域とリンクした課題の掘り起こしについては、今まだ確立できておらず、再検討していく必要があると考えています。

また、障がい特性の複雑なケースが多く、福祉サービスのみでケースが落ち着くことはなく、家族関係、生育歴、現状の課題等、対応についてさらに関係機関と協力して進めていく人が必要だと考えております。

次に、就労支援部会ですが、

市内の就労移行、生活介護、就労継続A・B型事業所の各事業所が集まり、主に福祉的就労における課題について協議や関係機関との連携強化を図ることを目的とし、年4回開催しております。

参加機関としては、就労支援事業所を中心に30近くの関係機関が参加しております。

具体的な取り組みとしては、例を挙げますと都市魅力課からのふるさと納税の説明。実際にふるさと納税を行っている事業所からの事業説明やその方法について説明や質疑応答などです。

また、資料にない取り組みとしては、富田林支援学校意見交換会を令和6年11月21日に、富田林支援学校進路の先生に来ていただいて、富田林市内の事業所との交流を図る取り組みも行いました。

事業所の広がり、事業所同士での交流や各事業所の協力体制が整いつつあると思われます。

また、工賃向上に向け、各事業所も努力しているが、自主製品の販売ルートがまだ少ないため、様々な場所での販売を各事業所が探して就労支援部会で案内も実施していますが、工賃に関しては2万円程度と経済的自立が課題となっています。

新たな種販売ルートの確保、利用者集客や、工賃向上、事業所の特徴をどのように広げていくかは今後も検討課題と考えています。以上で報告を終わります。

会長

それでは報告いただいた内容等で、意見ご意見ございますか。

少し情報が多すぎて難しい部分があると思いますが、いかがでしょうか。

委員B

重症心身障がい児者ケアシステム会のところで、「地域で学ぶ」、インクルーシブ教育、インクルーシブ保育についてもご報告いただきましたが、そのようなところで利用できる保育園を利用していくためには、逆に施設設備を整えることが課題ではないとお話でしたが、環境整備というのはやはり必要だと思います。

富田林苑

ご質問ありがとうございます。

発表の時間が限られておりその中で様々な内容を削ぎ落としながらの報告がありまして、少し誤解を与えるような表現となってしまったことは大変申し訳なく思っております。

私どもはどうしても医療的ケアが必要な子どもとなると、先ほどおっしゃっていただいたように、吸引設備などが必要ではないか、そういった建物の中に、いろんな整備や費用がかかったりすることを課題として、考えていたわけですがハードももちろん大事ですが、そちらよりもソフト面、例えばいわゆる健常児の育ち分かち合うこと考えることが大切だということが主旨での表現でございます。

あと参考までにペガサス保育園でも、エレベーターや非常電源のためのソーラーパネル設置はしています。

また、既存の保育園に0・1・2歳の重症心身障がい児の子ども達が通っているので、既存の保育園でも、

色々ソフト面も含めた配慮すれば、受け入れが可能ということを限られた資料の中で短くなりこのような表現となりました。

委員B

理想だと思いますけど、インクルーシブ教育でもインクルーシブ保育っていうのは、ともに学ぶ、ことを追求する、していくという側面と、もう一つはその子どもに最適な支援っていうことが行き届くような設備を整えていくという視点を持って進めていただきたいなということだと思います。

会長

他にはございませんか？

C委員

各部会ではたくさん活動されているという報告を今ご紹介いただきましたが、この会議の内容というのは、富田林の事業所にどんなことが話し合われたことは周知されているのでしょうか？

事務局

今回の会議録に関しては、冒頭の説明でもありましたが、その会議内容を市のホームページの方で例年公表はさせていただいております。

C委員

ありがとうございます。実は私サービス管理責任者、相談支援の研修事業で関わらせていただき、その中で自立支援協議会を知っていますか、とお伺いすると、本当にご存知じゃない方が多く、どこを調べていかわからないという方が非常に多いという印象です。

ありがとうございました。

事務局

また、今回の代表者会議に関しても、現在管内事業所のメールアドレスを整理しておりますので内容等についても情報共有の方法について検討していきたいと思います。

会長

こういうところで検討していることを周知することで皆様が安心するのではないかなと思います。

他いかがでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、次年度の相談支援体制地域支援協議会についてということで、障がい福祉課より、ご報告いただきたいと思います。

事務局

まず、基幹相談支援センター事業等の相談支援体制につきましては、引き続き、委託事業として実施し、「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」という基本理念を大切に、相談支援を引き続き行ってまいります。また、市民の方々の相談に対して専門職員が迅速に対応できるよう市役所における出張相談窓口も引き続き行ってまいります。

「雇用センター」機能につきましては、就労機会に恵まれない障がいのある方への寄り添った支援を基本とし、ハローワークや就業・生活支援センターをはじめとした就労支援に係る関係機関との連携の中でマッチングしていける活動を引き続き行ってまいります。また、「障がい者千人雇用」をさらに進めるべく、新たに「富田林市障がい者雇用会議」を市の附属機関化を進め、雇用機関、福祉事業所、相談機関等と協力しながら障がいのある人々を支える仕組み作りを進めていきたいと考えております。

次年度の自立支援協議会の運営につきましては、運営主体となる基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業を核として、障がいのある方やその支援者の方など地域の声を大切にしながら各検討・作業部会の実施内容の充実、必要に応じて改善を行ってまいります。

多様化するニーズの中で、ますます障がい者施策の充実が求められる中、基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所、障がい福祉課などが協力しながら持続可能な相談支援体制の維持、地域で暮らす人々がその人らしく安心して暮らしていけるような仕組み作りが発信できる検討を重ねてまいります。

今後も、本協議会の取り組みに、委員をはじめ関係機関の皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

以上となります。

会長

ただいまの報告に関しまして、何かご意見、ご質問ございますか？

よろしいですか？

最後に、会議全体について確認事項とか何かお気づきの点、なんでも結構ですので、ご意見等ございますか？全体を通してでも結構ですので、いかがでしょうか？

D 委員

先ほどの報告の中で、相談支援部会や就労支援部会、事例検討会の報告がありました。

各それぞれの事業所さんの方で、相談員の方は本当に、それぞれの事業所のベテラン級の職員などが相談員として活躍されていると思います。

私どもの法人の事業所に関しましても、1人で相談業務を行っております。

先ほど報告あったグループワークや報酬改定などその業務について事業所内で相談する相手のなかなかおりません。

そういった中で、こういった部会が様々な取り組みを行っていただくことが一番大事なことのかなと思いますので、この活動を続けていただけたら本当にありがたいと思います。

先ほど報告ありましたように、効率化などを図り、いろいろあるかと思いますが、相談業務は赤字事業に近い部分が多いかと思いますが、やはり地域で必要だからということで法人として受けている。

そういったことで、相談員自身まで負担に思わないようしてくれていいのかなと思っています。

そういった意味で、いろいろ部会の中での横の繋がりを作るためにグループワークや悩み相談などの機会を多くやっていただけたらありがたいと思っています。今回要望ということでお話をいたしました。

ありがとうございました。

会長

他にいかがでしょうか。何か質問等でも結構ですので、いかがでしょうか。

はい、よろしいでしょうか。

聖徳園みどりの風

報告中で、先ほどC委員の方から、切実な報告、意見くださって本当にありがとうございます。

本当に市内の相談支援事業所は1人や多くて2人が多いと思います。

本当に最近とてもケースの複雑化になってきておりまして、本当にみんなが連携しないと、一つのケースをまとめられないというか支援の方向性が、定まらないというケースが多くなっております。

計画相談でお困りの方がいらっしゃればどうぞ、基幹相談支援センターを活用していただければと思います。

困っている計画相談員の方に対しては、協力していく体制ですのでその辺はご連絡いただければと思います。1人で抱え込まず、ぜひぜひ相談していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

会長

よろしいでしょうか。

私の方から一つだけ情報提供があります。中学校の特別支援学級ありますが、在籍している、この何%ぐらい高等学校に行って、何%ぐらいが、支援学校に行っていると思いますか？

だんだん比率は変わっていますが、一番新しい情報でいうと、やはり大体90%ぐらい高等学校行っているんです。

支援学校は10%ずつしかないわけです。支援学校の高等部が激減してきていること。

つまり、支援学校に行っていたような子どもたちが、高等学校に行っている。

高等学校に行って支援を受けているとき満足な支援が受けられない場合もあります。支援を要請してないということがやっぱりあると思います。ですから、非常に横に繋がってというのは、大切になっていると思います。

卒業後は、職業訓練や就労支援事業所など、そこで初めて相談に至る場合もあるとお聞きしていますし、皆様の活躍できる場面も変わってきている印象です。

小学校教育も含め、今までと違う状況になっており相談支援や支援対象者の年齢層も変わってきており、横のつながりが求められる中でいきなり相談になってくることがあるのではと想像しております。

そうしたことも少し情報として持っていただけたらなというふうに思います。

そうしましたら他にないでしょうか。

なければ、本日の案件はすべて終了という形にさせていただき、皆さんが本当に円滑な無事にご協議いただいたということを感じて申し上げたいと思います。

それでは進行事務局にお返ししたいと思います。

事務局

委員の皆様におかれましては、長時間当たり、貴重なご意見、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。